

事業等名	グローバル市場魅力向上支援事業補助金								
▼こんなときに									
自社の製品・サービスの魅力を向上させ、海外販路の開拓を目指すとき									
▼こんな支援が受けられます									
<table><tr><td>対象事業</td><td>補助率</td><td>補助限度額</td></tr><tr><td>①海外向け新商品開発・ブランディング事業 ②海外市場への売り込み事業(①の事業を実施する場合に 対象とします。) ③水・環境ビジネスの推進を図るために行われる、海外での 実現可能性調査および実証試験</td><td>補助対象経費の 1／2以内</td><td>①②1件あたり 上限150万円 ③1件あたり 上限300万円</td></tr></table>				対象事業	補助率	補助限度額	①海外向け新商品開発・ブランディング事業 ②海外市場への売り込み事業(①の事業を実施する場合に 対象とします。) ③水・環境ビジネスの推進を図るために行われる、海外での 実現可能性調査および実証試験	補助対象経費の 1／2以内	①②1件あたり 上限150万円 ③1件あたり 上限300万円
対象事業	補助率	補助限度額							
①海外向け新商品開発・ブランディング事業 ②海外市場への売り込み事業(①の事業を実施する場合に 対象とします。) ③水・環境ビジネスの推進を図るために行われる、海外での 実現可能性調査および実証試験	補助対象経費の 1／2以内	①②1件あたり 上限150万円 ③1件あたり 上限300万円							
※対象経費等の詳細については、下記へお問い合わせください。									
申請期間等	令和7年5月8日(木)～6月6日(金)17:00								
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課 ビジネス振興・海外展開支援係 TEL:077-528-3713 E-mail:fa0002@pref.shiga.lg.jp								